

一般財団法人岐阜県バスケットボール協会
会議及び大会等における旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、役員等に支給する会議、大会及び講習会等における旅費に関する事項について定める。

(旅費等の種類)

第2条 旅費の種類は、交通費(鉄道賃、船賃、航空賃、車賃)、日当及び宿泊料とする。

(支給基準)

第3条 交通費の支給基準は、出発地から目的地までの路程に応じ運賃の実費額とする。ただし、車賃の内、自家用車を使用した場合は別表1による。

2 日当の支給基準は、別表2による。

3 宿泊料は、1泊当たりの実費額を支給する。ただし、1泊の上限を12,000円とする。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

附則

1 2022年4月1日施行

2 2023年4月1日一部改正

3 2025年4月1日一部改正